

# 令和元年度

## 第5回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年8月7日(水)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 9名 欠席委員 4名

議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保廣	○	11	市成 信正	×
2	野田 富好	×	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	×
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	×			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

### 農地利用最適化推進委員

永野次郎委員 近藤正敏委員 進藤茂毅委員

### 事務局職員

4名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 黒田 敏信  
主 幹 伊藤 康輔  
香々地分室長 大力 雅昭

### 会議に付した事件

- 議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第35号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第36号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第38号 非農地証明願について

### 報告事項

- (1) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

<p>局長</p>	<p>皆さん、おはようございます。  第5回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。  農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 9 名、欠席委員 4 名で、過半数を超えております。  従いまして、農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。  なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>(会長あいさつ)  ただいまから、令和元年度第 5 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。  慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしであります。  よって議事録署名委員に、8 番：川野元委員及び 10 番：河野善映委員に願います。  なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。  それでは議事に入ります。  議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。おはようございます。  議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1 ページからになります。  申請番号 40 番、所在が■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目が田及び畑で、合計面積が 2,225 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が同じく■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。  申請番号 41 番、所在が■■■■字■■■■番地で、地目は田で、面積が 493 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。  申請番号 42 番、所在が■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目が田で、合計面積が 2,034 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が同じく■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。</p>

申請番号 43 番、所在が■■■■字■■■■番地■■で、地目が畑で、面積が 18 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 44 番、所在が■■■■字■■■■番地■■外■■筆で、地目が田で、合計面積が 3,132 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

申請番号 45 番、所在が■■■■字■■■■番地■■外■■筆で、地目が畑及び田で、合計面積が 1,460 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

以上の申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。議案書 4 ページからになります。

申請番号 20 番です。申請地は■■■■字■■■■番地■■で、地目は畑で、面積が 386 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 2 種農地に該当いたします。転用目的は一般住宅用地であります。

申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k m に位置する農地で、周囲の北側は■■■■を挟んで■■■■に、東側は■■■■を挟んで■■■■に、西側は■■■■に、南側を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、申請者は■■■■で、所有者より申請地を譲り受け、建築面積■■■■m<sup>2</sup>の■■■■用の■■■■建ての住宅を建築する計画で、土地利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

埋土等を行わず、現状のまま整地をするため、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。

建物は、境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないも

のと考えられます。

雨水排水については北側の市道側溝に放出します。また、生活雑排水についても、北側の市道に敷設されています公共下水道に接続し放出する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と工事費の合計 [ ] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資見込証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和2年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のCの(e)で、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

申請番号21番です。申請地は、[ ] 字 [ ] 番地で、地目は畑で、合計面積が256㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地、都市計画の用途地域区分は第2種中高層住居専用地域に該当いたします。

転用目的は、倉庫用地であります。

申請地は、市役所 [ ] 庁舎から [ ] へ約 [ ] kmに位置する農地で、周囲は北側を [ ] に、東側は [ ] を挟んで [ ] 及び [ ] に、西側は [ ] に、南側を [ ] に接しています。

利用計画についてですが、申請者は [ ] で、所有者より申請地を譲り受け、建築面積が [ ] ㎡の倉庫を建築する計画で、土地利用計画図から転用面積は適正と判断されます。なお、南側に隣接している宅地は、倉庫までの進入路として一部利用する予定であります。

建物は、境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等を行わず、現状のまま整地を行いますので、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水排水については表面排水で南側の市道側溝へ放流する予定で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と工事費の合計 [ ] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和元年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地

の転用は許可することができる」に該当します。

申請番号 22 番です。申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番地外 ■■ 筆で、地目は畑で、合計面積が 1,193 m<sup>2</sup> で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。転用目的は一般住宅用地であります。

申請地は、市役所 ■■■■ 庁舎から ■■■■ へ約 ■■ km に位置し、■■■■ の ■■ 交差点から ■■ へ約 ■■ km 進み、そこから ■■ へ約 ■■ m 入った農地であります。周囲は北及び東側を ■■■■ に、西及び南側を ■■ に接しています。

利用計画についてですが、申請者は ■■■■■■■■ で、所有者より申請地を譲り受け、建築面積が ■■■■ m<sup>2</sup> の ■■■■ 用の ■■■■ 建て住宅の建築を計画しております。また、申請者の父は ■■■■■■■■ 工事等の会社経営を行っており、申請者はその後継者として仕事をしておりますので、申請地はその他に資材置場及び工事用車両等の駐車場としても利用する計画で、土地利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

建物は、境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、そのまま整地を行うため、土砂等の流出の恐れもないと考えられます。

雨水排水については、表面排水で東側の水路に放出します。生活雑排水については、住宅の北側に合併浄化槽を設け、東側水路へ接続し放流する予定で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と工事費の合計 ■■■■■■■■ 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資可能証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和 2 年 12 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

申請番号 23 番です。申請地は ■■■■ 字 ■■■■ 番地、地目が田で、面積が 882 m<sup>2</sup> の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地であり、都市計画の用途地域区分は第 1 種低層住居専用地域に該当いたします。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

申請地は、市役所 ■■■■ 庁舎の ■■■■ 約 ■■ m に位置し、周囲は北を ■■■■ に、東側を ■■ に、西側を ■■■■ に、南側を ■■■■ 及び ■■ に接しています。

転用者は ■■■■■■■■ で、今回、所有者より土地を譲り受け、太陽光パネル ■■■■ 枚、パネル面積 ■■■■ m<sup>2</sup> で、総出力 ■■■■ kw の太陽光発電施設として利用する計画で、土地利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

埋め土等を行わず、現状の土を整地し、コンクリートを張るので、土砂の

流出等はありません。整地後、コンクリート架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。

雨水排水については、■側の隣接地に■■■■名義の太陽光発電施設があり、その施設地を通じて、農道を経由して河川へ放流する計画です。また、日照及び通風をさえぎる建築物はないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画認定の写し及び九州電力株式会社から負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は工事費■■■■円を見込んでおり、自己資金で賄うこととなっており、それを満たす金融機関からの残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和元年10月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は、許可することができる」に該当します。

申請番号24番です。申請地は■■字■■番地■外■筆で、地目は田で、合計面積が2,150㎡で、農業公共投資の行われていない農地であります。農地区分は第3種農地で、都市計画の用途地域区分は準工業地域に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

申請地は、市役所■■庁舎から■へ約■■kmに位置し、■■から市道■■線へ入り、約■■m進んだ農地で、周囲は北側を■■に、東側を■■に、西及び南側を■■に接してあります。

転用者は■■で、今回、所有者から土地を譲り受け、太陽光パネル■■枚、パネル面積■■㎡で、総出力■■kwの太陽光発電施設として利用する計画で、土地利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

埋め土等を行わず、現状のまま土を整地するため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。整地後は、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。雨水排水については、表面排水により南側の水路へ放流する予定であり、また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接する農地への影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画認定の写し及び九州電力株式会社から負担金の請求書の写しが添付されております。

	<p>転用に要する費用は工事費 [ ] 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う予定で、それを満たす金融機関からの残高証明書が添付されています。</p> <p>工事期間は、許可日から令和元年12月31日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断できます。</p> <p>許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は、許可することができる」に該当します。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思えます。</p> <p>最初に、申請番号20番から22番まで及び申請番号24番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。</p>
<p>永野次郎 推進委員</p>	<p>去る7月22日、私と河野委員と事務局と一緒に現地を確認に行きました。事務局の説明のとおり別に問題はないと思えますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号23番につきまして、近藤正敏推進委員からお願いします。</p>
<p>近藤正敏 推進委員</p>	<p>ただ今事務局の方から説明がありましたとおりで、転用について問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第36号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第36号でございます。農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおりありましたので意見を求めます。議案書6ページ、申請番号4番です。</p> <p>申請地は、[ ] 字 [ ] 番地 [ ] で、地目は畑で、面積が534㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い地域内にある第2種農地であります。転用目的は一般住宅用地であります。</p> <p>申請地は、市役所 [ ] 庁舎から [ ] へ約 [ ] kmに位置する農地で、 [ ]</p>

から約 m に進んだ農地で、周囲は北側を に、東及び西側は に、南側は を挟んで に接しています。

利用計画についてですが、申請者は で、土地所有者である父親から土地を借り受け、建築面積 m<sup>2</sup>の 用の 建ての住宅を建築する計画であります。

申請地は埋土等を行わず、現状のまま整地を行いますので、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

また、建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。

雨水排水については表面排水により南側の市道側溝へ放出します。また、生活雑排水については同じく南側の市道に敷設されています公共下水道へ接続し放出する予定で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、工事費の 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う予定で、それを満たす金融機関からの残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和2年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のCの(e)で、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。以上でございます。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります永野次郎推進委員から意見をいただきたいと思えます。

永野次郎  
推進委員

去る7月22日、私と河野委員と事務局と一緒に現地を確認に行きました。事務局の説明どおり問題はないと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第37号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審



<p>事務局</p>	<p>議を行います。事務局から提案します。議案書の10ページです。</p> <p>議案第37号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件でございます。</p> <p>それでは、集積表が10ページにありますのでご覧ください。利用権の設定の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が3,350㎡、畑の面積が557㎡の合計面積が3,907㎡で、利用権を設定する農家数4戸、利用権の設定等を受ける農家数2戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積1,395㎡、使用貸借に係る面積2,512㎡です。</p> <p>詳細につきましては議案書8、9ページに記載していますのでご一読ください。</p> <p>以上の農用地利用集積計画の内容は、経営面積、従事面積、従事日数などの農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第38号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。議案第38号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。11ページからをご覧ください。</p> <p>それでは、申請番号10番、所在が■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目は田及び畑で、合計面積は2,152㎡で、申請人は■■■■の■■■■さんです。</p> <p>申請事由ですが、申請地は昭和60年頃に祖母が管理していたが死後、管理できなくなり山林化したということであり、今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであり、</p> <p>地元推進委員の進藤委員と7月22日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号11番、所在が■■■■字■■■■番地■■、地目は畑で、面積は555㎡であります。申請人は、玉津の■■■■さんで、申請事由ですが、申請地は昭和55年頃に周辺の土地とともに■■■■、利用しているということであり、今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであり、</p> <p>地元推進委員の近藤委員と農業委員の河野委員と7月24日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。</p>

	<p>続きまして、申請番号 12 番、所在が [ ] 字 [ ] 番地、地目は畑で、面積は 673 ㎡であります。申請人は、 [ ] さんで、申請事由ですが、申請地は昭和 60 年頃から耕作できず山林化してしまったというところであります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということでもあります。</p> <p>地元推進委員の進藤委員と 7 月 22 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思えます。最初に、申請番号 10 番及び申請番号 12 番につきまして、進藤茂毅推進委員からお願いします。</p>
<p>進藤茂毅 推進委員</p>	<p>はい、7 月 22 日に現地確認に事務局の [ ] さんと一緒に行きました。10 番と 12 番、山に囲まれた田畑で完全に雑木林になっておりますので、間違いありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、申請番号 11 番につきまして、近藤正敏推進委員からお願いします。</p>
<p>近藤正敏 推進委員</p>	<p>ただ今、事務局の方から説明したとおり、非農地としての問題はございません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。はい、内田委員。</p>
<p>13 番： 内田委員</p>	<p>実は、先月の非農地願でも疑問を持っていたんですけども、今回の 11 番の件につきましても昭和 55 年ごろに [ ] されて現在に至っているということは、昭和 55 年の時点で農地を転用するという許可申請を出しておかなければならなかったのではないかと、という気がするんですけども、ある程度年数が過ぎればもうこれ非農地として認定されるのかどうか。</p> <p>先月も、農業倉庫を昭和 60 年に建てたとか、あるいは住宅を建築したとか、というのが出ておりましたけども、これも無断転用ではないかという疑問があったんですけども、ちょっと言いそびれてしまいました。</p> <p>この辺はどうでしょうか？</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。事務局より申請が出た時の経過、内容等詳しく説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>この件に関しましては [ ] のところでございまして、時期が昭和 55 年ということで運用基準に平成 4 年以前に山林化されているものは運用</p>

で非農地、山林化とかそういった[ ]とかそういった本当は転用はその時に申請しなければいけないんですけども、それ以前にそういった転用行為をなされていない、山林化とかしているところを非農地として認めていいですよ、と通知がございまして、それで非農地としてあげているということでもあります。

議 長

本来なら[ ]さんが借り入れる時に何らかの申請をすべきであったということですが、補足を。

事務局長

はい。それでは私の方から補足をさせていただきます。内田委員さんがおっしゃられたとおりです。本来はですね、何をするにしろ農地を農地以外にする場合は転用申請、転用許可が必要だということは、今も昔も変わっておりません。そのとおりでございます。

ただ、とはいうものの、なかなかそのとおりになっていないケースが結構全国的にも多いのも事実でございます。

そして、その中で先ほど次長の方からも説明がありましたけれども、平成24年に国の方から通知がなされていて、その通知が発出以前20年以前の違反転用案件も含めて非農地状態になっているものについては、という通知があるんですけども、本来、追認等できるものについては転用申請をあげて追認しなさいというのが基本的なスタンスでございます。

ただ、この件については、この場所が国土調査の中で周辺の土地との筆界未定という形になっており、ちょっと場所の特定ができない、周辺の土地を含めての一体的に[ ]になっているというのがありまして、そういう事もあって当時申請することがなかなか厳しかったのかな、という事も若干推測されるところもありますことから、先ほどの国の通知に沿いまして、その通知の発出されました平成24年の20年以前、つまり、さっき言った平成4年以前のそういう違反転用と思われる案件につきましては、本来でしたら先ほど言ったように追認案件として申請をあげていかなければいけないんですが、まあそういった事情も勘案して、現況として[ ]になっているということが確認できますので、非農地として取り扱いたいということで考えております。

議 長

はい。この件につきまして、その他の方々、委員さん方もご納得いただけたでしょうか。まあ年々制度が変わるのと一緒に農地法も変わっていくという事で、まあそれまでにはいろんな各県から問い合わせが等々あって変更になったのではなかろうかと思っております。

内田委員よございますか？

13番：  
内田委員

よく分かりました。えっとまあ20年以上その、そういう状態になっておれば非農地として認定してもいいんじゃないか、ということであれば、無断転用して20年間すらとぼけておけばいいんじゃないか、というような穿っ

た見方もできるかと思うんですけども。なんかそういうペナルティみたいなものをさかのぼってする、ということではできないんでしょうか。

事務局長

まあ先ほど申し上げたように、基本は違反転用して、放っておけばいいという考え方にはなりません。先ほど言ったように、基本はさかのぼって追認をなさいというのが基本でありますので、もしそういう違反転用事例があった場合には、その当時、正式に転用申請の手続き行っていれば許可されていたであろう案件であれば、さかのぼって申請できるのであればさかのぼって申請をして追認をなさい、というのが基本的な形になりますので、ペナルティと言う事でもないんですが、そういった手続きを踏みなさいという形となっています。ただ、それができないような場合については、これはもう全国的に見ても古い話、いわゆる昭和の時代に行われたようなものについては、いつまでもひっばっていてもこれはなかなか事務処理が出来ないということから、非農地として証明して良いというような考え方ではないかと思っております。ですので、内田委員さんの言う事はごもっともだと思いますが、ただ違反転用して、後は放っておけばいい、という考えにはならないということだけをご認識をいただきたいと思っております。当然それなりの手続きをとれるようであれば追認、さかのぼって申請をあげていただくような手続きも行っていたくようにしております。まあ、現実問題としてそういったケースも、以前この農業委員会の中でもやったケースもあります。実際に追認案件ということですね、総会に案件として出した経過もありますので、そういったものでできるものであれば当然、申請をあげていただいて追認、と言う形をとっていきたいと思っております。以上です。

議 長

はい。その他ございませんか。

だいたい、うっかりというのがほとんどなんで、故意にということはあるまい聞かんのじゃけど、ほとんどうっかりしておったちゅうのが、それとまた、代が変わったとかいうのが多いんで…

近藤推進委員さんから参考意見を…。

近藤正敏  
推進委員

私も現場と一緒にいって見ましたので、事務局だけに責任を負わせるのはいかんと思っております。あの一、内田さん、局長が言うのは文章型の説明ですけど、私の方は現地へ行って事務局と河野さんと一緒に行ったんですけど、現況はですね、                    の裏の方に                    があるでしょ、あそこは以前、何年前か転用したと思うんですよ。その転用した時に真ん中だけ残っておって、ただ現況は雑種地みたいになってしまっておって、それで今回、現況がそういう状況なので非農地としてはどうかということで説明したと。これは私の方も認めている。それであなたがよく分からないというのはね、非農地で何年とか、転用何年、私も農業委員会事務局に長年おりましたので分かりますが、現況がそういう形だから事務局が説明した、ということではないですか。はい、以上。

議 長	<p>はい。近藤委員から貴重な意見をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)、農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>農地所有適格法人の定期報告についてご報告いたします。</p> <p>報告事項(1)、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。13ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>この件について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和元年度豊後高田市農業委員会第5回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午前10時44分 令和元年8月7日</p>